

傷病手当金・出産手当金の給付金額の計算方法が変わります

病気やケガによる療養のために仕事を休み、給与を受けられない場合に申請できる「傷病手当金」と、出産のために仕事を休み、給与を受けられない場合に申請できる「出産手当金」について平成28年4月から給付金額の計算方法が変わりました。現在手当金を受給中の場合でも、4月1日支給分から新計算方法によって支給金額を計算します。

【計算例】支給開始日が6月1日の場合

月	H27.7月	8月	9月	10月	11月	12月	H28.1月	2月	3月	4月	5月	6月
標準報酬月額	30万円	30万円	34万円	34万円	34万円	34万円	34万円	34万円	34万円	34万円	34万円	34万円

○旧計算方法

$\text{休んだ日の標準報酬月額} \div 30 \text{日} \times 2/3$

(例) 支給日額 = $34 \text{万円} \div 30 \text{日} \times 2/3 = 7,555 \text{円}$

○新計算方法 (平成28年4月1日から) の手当金額

$\text{支給開始日以前の継続した12か月間の各月の標準報酬月額を平均した額} \div 30 \text{日} \times 2/3$

(例) 支給日額 = $(30 \text{万円} \times 2 \text{か月} + 34 \text{万円} \times 10 \text{か月}) \div 12 \text{か月} \div 30 \text{日} \times 2/3 = 7,407 \text{円}$

社会保険に加入して1年未満の場合は①在籍期間の平均の標準報酬月額と、②全被保険者の標準報酬月額の平均 (協会けんぽの場合は28万円) を比較して、どちらか低い方の金額をもとに支給額が決定されます。標準報酬月額が高い人 (標準報酬月額が28万円以上の人) が入社1年未満で給付金を申請する場合、給付金が従前より少なくなりますので、ご注意ください。

入院時食事療養費等が見直されました

入院時の食事代が一般所得者で変更になりました。

在宅療養の負担の公平を図るため、現在の食材相当額の負担に加え、調理費相当額の負担が加わったことによるものです。ただし、下表の通り低所得者は引上げを行われません。また、難病患者、小児慢性特定疾病患者も引上げを行いません。

	～平成28年3月	平成28年4月～	平成30年4月～
一般所得	260円	360円	460円
低所得Ⅱ 住民税非課税	210円	据え置き	据え置き
低所得Ⅰ 住民税非課税で一定所得以下	100円		

平成28年4月より健康保険の保険料料率が改定されます

健康保険料率 (変更前) 10.14% ⇒ (変更後) **10.15%** 本人負担 5.075%

* 給与計算をする際には再確認をしてください。

平成28年度の雇用保険料率が改定になります

雇用保険料率を労働者負担・事業主負担ともに1/1000ずつ引き下げるための法律案を国会に提出し、平成28年3月29日に国会で成立しました。

平成28年4月1日 (4月分) から平成29年3月31日 (3月分) までの雇用保険料率は、下記のように引き下がります。併せて雇用保険二事業の保険料率 (事業主のみ負担) は、0.5/1000引き下がります。

一般の事業	(変更前) 5/1000 ⇒ (変更後) 4/1000	労働者負担
	(変更前) 8.5/1000 ⇒ (変更後) 7/1000	事業主負担
建設の事業	(変更前) 6/1000 ⇒ (変更後) 5/1000	労働者負担
	(変更前) 10.5/1000 ⇒ (変更後) 9/1000	事業主負担
農林水産・ 清酒酒造の事業	(変更前) 6/1000 ⇒ (変更後) 5/1000	労働者負担
	(変更前) 9.5/1000 ⇒ (変更後) 8/1000	事業主負担

* 給与計算をする際には再確認をしてください。